

## 加古川中流圏域河川整備計画懇談会設置要綱

## 【名称】

第 1 条 本会は、「加古川中流圏域河川整備計画懇談会」(以下「懇談会」という。)と称する。

## 【目的】

第 2 条 本会は、加古川中流圏域の兵庫県管理河川について河川法第 16 条の 2 に基づく河川整備計画を策定するにあたり、必要な事項について協議、検討し、北播磨県民局長に対して意見を述べることを目的とする。

2. この要綱において、「実施機関」とは、知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、地方労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会並びに公営企業及び病院事業の管理者をいう。

## 【組織】

- 第 3 条
- 1) 懇談会は、別紙委員名簿に掲げる委員により組織する。
  - 2) 委員は、北播磨県民局長から委嘱する。
  - 3) 懇談会には、各地域における河川整備の方針について検討するとともに、懇談会への意見提案、問題提起等を行うため、住民代表を交えた地域ブロック懇話会を置く。
  - 4) 委員の任期は、平成 49 年 2 月 5 年 3 月末までとする。

## 【会長】

- 第 4 条
- 1) 懇談会には、委員の互選により会長を置く。
  - 2) 会長は、懇談会を代表し、会務を総括する。
  - 3) 会長が不在となるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

## 【会議の運営】

- 第 5 条
- 1) 会長は、委員を招集する。
  - 2) 会長は、議長となる。
  - 3) 会長は、必要があると認めるときは、懇談会に委員以外の人の同席を求め、意見を聴くことができる。

## 【要綱の改正】

第 6 条 要綱の改正については、懇談会において討議の上、出席者の過半数の賛成をもって行う。

## 【事務局】

第 7 条 懇談会の事務局は、兵庫県北播磨県民局長**県土整備部加東土木事務所**に置く。

## 【雑則】

第 8 条 この要綱に定めのない事項については、必要に応じて会長が別に定めるものとする。

附則 この要綱は、平成 14 年 12 月 13 日から施行する。

附則 この要綱は、平成 23 年 12 月 28 日に改訂する。

## 加古川中流圏域河川整備計画 懇談会委員名簿

区分	氏名	所属・役職等	備考
学識 経験者	もりつ ひでお 森津 秀夫	流通科学大学 教授	会長
	おくら しげる 小倉 滋	三木市自然愛好研究会 世話役	三木・吉川ブロック懇話会会長
	かんだ けいいち 神田 佳一	明石工業高等専門学校 教授	加西ブロック懇話会会長 加古川流域委員会委員
	こばやし たくろう 小林 拓郎	西脇市動植物生態調査研究グループ 代表	西脇・多可ブロック懇話会会長
	たきはら つとむ 瀧原 務	加東市文化財保護審議会 委員	小野・加東ブロック懇話会会長
関係団体	おおむら いさお 大村 伊三夫	東播用水土地改良区 理事長	
	なしき しずお 梨木 静夫	加古川漁業協同組合代表理事 組合長	加古川流域委員会委員
地場産業	きし なおと 来住 尚登	兵庫県繊維染色工業協同組合 理事長	
	たじり ただし 田尻 忠	兵庫県釣針協同組合 理事長	
	なかがわ あきのり 中川 明紀	播州釣針協同組合 理事長	